部長、参事官及び所属長
殿
情　報　通　信　部　長

警務発第1235号
(会計、装施、厚生、情管、生企、
通指、刑企、交企、備一、備二)
令和７年11月21日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

高知県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の策定について
（通達乙）

県内で新型インフルエンザ等が流行した場合に、警察の機能を維持し必要な業務を継続するための計画については、「高知県警察新型インフルエンザ等対応業務計画の策定について（通達乙）」（令和２年３月16日警務発第144号）で示達していたところであるが、「「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」の改正について（通知）」（令和７年３月26日警察庁丙企画発第12号）のとおり、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」が改正されたことから、新たに見出しの計画を策定したので、各所属にあっては、本計画に基づき、新型インフルエンザ等発生時における業務運営に万全を期されたい。

情報通信部長にあっては、協力をお願いする。

なお、本通達の発出に伴い旧通達は廃止する。

（担当：警務課企画係、2662・2663）

高知県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画

高知県警察

令和７年●月

目　　次

第１　総則 …… 1
１　計画の目的 …… 1
２　実施方針等 …… 1
３　被害想定 …… 2
第２　実施体制 …… 2
１　時期区分の設定 …… 2
２　準備期における体制 …… 2
３　初動期ににおける体制 …… 2
４　対応期ににおける体制 …… 2
第３　発生時継続業務等 …… 3
１　業務継続の基本方針 …… 3
２　強化・拡充業務 …… 3
３　一般継続業務 …… 4
４　縮小・中断業務 …… 5
第４　業務継続のための執務体制の確立 …… 5
１　新型インフルエンザ等発生時の執務体制 …… 5
２　人員計画 …… 6
３　職員等の感染状況の把握 …… 9
第５　業務継続のための執務環境の整備 …… 10
１　物資等の確保 …… 10
２　情報通信の確保等 …… 10
３　関係機関等との連携 …… 11
４　対処体制の確保 …… 11
第６　感染防止の徹底 …… 11
１　個人及び家庭での感染予防 …… 11
２　職場における感染拡大防止策 …… 12
３　発症者等への対応 …… 12
４　来庁者への対応 …… 13
第７　業務継続計画に関する留意事項 …… 13
１　初期段階 …… 13
２　状況に応じた対応 …… 13
３　通常体制への復帰 …… 14
第８　業務継続計画の維持・管理等 …… 14
１　公表・周知 …… 14
２　教育・訓練 …… 14
３　点検・改善 …… 14

第１　総則

１　計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これら新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第２条第１号に掲げる「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるように対策を講じる必要がある。

これに対し、県警察では、「高知県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について（通達乙）」（令和７年７月30日備二発第326号）により、「高知県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等の発生時においては、行動計画等に基づき、関係機関が一体となって行う取組に積極的に参加して新型インフルエンザ等対策を行うとともに、治安の維持に必要な警察活動を円滑に継続しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染性の高さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられない。

そうした中においても、限られた人員の中で、県警察がその機能を維持する必要があることから、あらかじめ社会経済への影響の規模の目安である職員の最大40パーセント程度の休務といった被害想定等を踏まえた業務継続計画を策定し、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めたものである。

２　実施方針等

この計画の実施に当たっては、県警察は、新型インフルエンザ等の発生時における治安の維持に万全を期するとともに、県知事部局等の関係機関と積極的に連携し、県全体の業務継続の推進に寄与するよう努める。

県警察は、この計画に基づき、人員計画に定められた体制に移行した場合等には、時機を逸することなく公安委員会に報告するとともに、公安委員会の管理のもと、その権限に属された事務の迅速かつ適切な実施に努める。

3　被害想定

新型インフルエンザ等の流行が県民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、正確に予測することは難しい。

このため、この計画は、職員の最大40パーセント程度の休務を想定しているが、実際の新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。また、職員の休暇、関連事業者の休業、物資の不足等、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定しておく必要がある。

第２　実施体制

1　時期区分の設定

新型インフルエンザ等の発生の段階については、中長期的な対応となることを想定して、行動計画と同様に、準備期、初動期及び対応期という３つの時期区分を設定し、時期ごとに実施体制を検討する。

2　準備期における体制

準備期には、「高知県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱」（「高知県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の制定について（通達甲）」（平成28年１月25日災対発第16号））により設置された「高知県警察新型インフルエンザ等対策委員会」において、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、各種対策を推進するとともに、必要に応じて、この計画の見直しを検討する。また、特措法の規定に基づき、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、職場における感染対策やテレワーク等、適切な業務継続方法について検討する。

3　初動期における体制

新型インフルエンザ等が国内又は国外で発生した場合には、行動計画に定めるところにより「高知県警察新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、対策本部が中心となり、この計画で定められた事項を実施する。

4　対応期における体制

対応期においては、初動期に引き続き、対策本部において知事部局等の関係機関との連携を図り、事態の対処に当たる。

対応期には、多くの職員が休務することが考えられるため、この計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

第３　発生時継続業務等

１　業務継続の基本方針

県警察は、新型インフルエンザ等の発生時（以下特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においてもその機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても治安の維持のために業務量を大幅に縮小することが困難な業務（以下「一般継続業務」という。）は継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入する。また、平時を100パーセントとした場合の発生時継続業務及び縮小・中断業務に係る業務水準及び投入すべき人的資源の目安は、次の表のとおりである。

業務水準及び投入すべき人的資源の目安

	発生時継続業務		縮小・中断業務 （発生時継続業務以外業務の業務）
	強化・拡充業務	一般継続業務	
初動期	100～120％	100％	100％（縮小・中断の準備）
対応期	100～150％	80～100％	100％未満

なお、これらの業務の主な分類は、下記２から５まで及び別表１「業務仕分け」のとおりであるところ、縮小・中断業務の整理に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応時において実際に業務の縮小又は中断を行った事例を踏まえたものである。また、発生時継続業務に位置付けられない業務についても、その平時における重要性が否定されるものではない。

２　強化・拡充業務

行動計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、行動計画において、初動期又は対応期に実施することとされている次の事項とする（行動計画第３章及び第４章参照）。

○　初動期

・実施体制の確立

・感染対策
・水際対策の支援
・医療活動の支援
・社会秩序の維持
・新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等
・条例の改正等への対応

○　対応期
・実施体制の確立
・感染対策
・水際対策の支援
・医療活動の支援
・多数死体取扱いに当たっての措置
・社会秩序の維持
・新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等
・新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等
・新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等
・条例の改正等への対応
・小康状態となった場合の措置

3　一般継続業務

(1)　一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより、治安の維持や県民生活・経済活動等に重大な影響を与えるため、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、県警察がその機能を維持するために必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を実施するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等)も一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、別表１「業務の仕分け」のとおりとする。

(2)　一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の点について留意する。

ア　一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小又は中断する。

イ　業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率

的に実施できるよう工夫する。

4　縮小・中断業務

(1)　縮小・中断業務

発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合において、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。また、業務を継続することで感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。

主な縮小・中断業務は、別表１「業務の仕分け」のとおりとする。

(2)　縮小・中断業務についての留意事項

感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性を考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行うなど適切に対応する。

第４　業務継続のための執務体制の確立

1　新型インフルエンザ等発生時の執務体制

(1)　指揮命令系統の明確化

ア　幹部の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保、幹部と代行者の交代での勤務等の措置を講じる。

イ　幹部の勤務が困難となった場合

(ｱ)　代決

意思決定権者である幹部が新型インフルエンザ等にり患するなどにより勤務が困難となった場合には、高知県警察処務規定（平成17年４月１日高知県警察本部訓令第８号）第４条及び第20条、高知県警察会計事務専決及び代決規程（昭和48年12月20日高知県警察本部訓令第21号）第５条等に基づき、代決を行う。

(ｲ)　意思決定権者への報告等

前記の代決を行ったときは、代決を行った旨を本来の意思決定権者に報告し、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易又は定例的なものについては、この限りでない。

(2)　業務継続実施責任者等

ア　業務継続実施責任者

各所属に業務継続実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、各所属の長をもって充てる。実施責任者は、新型インフルエンザ等

の発生時にこの計画に定められた業務を的確に実施する。

イ　業務継続実施副責任者

各所属に業務継続実施副責任者（以下「実施副責任者」という。）を置き、各所属の副署長及び次長をもって充てる。実施副責任者は、実施責任者を補佐し、実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

(3)　感染防止従事責任者

各所属に感染防止従事責任者（以下「従事責任者」という。）を置き、各所属の副署長及び次長をもって充てる。従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

2　人員計画

実施責任者は、別表１「業務の仕分け」に基づき、あらかじめ係単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握し、人員計画を作成する。また、縮小・中断業務についても、縮小又は中断するための手続や広報が必要となったり、代替策を講ずる必要が生じたりする場合もあると考えられるため、これらに関わる業務、必要な人員、物資等を整理する。さらに、新型インフルエンザ等の発生時において、実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策を執る。

(1)　人員計画の作成等

実施責任者は、別表２「人員計画」を作成する。

人員計画では、職員の最大40パーセントの休務率を想定し、発生時継続業務が機能するために必要な人員を所属内で配分する。

この際に実施責任者は、次の点に留意する。

ア　専門知識が必要な業務に当たる職員（例えば、特別な資格や技能を有する職員）の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、可能な限り代替性を高めるための方策（他の職員に対する資格取得の奨励及び技能の標準化・教育訓練の実施による通常時からの代替要員の確保等）を講じること

イ　家族の看病等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小等を含む。）により出勤が困難となる可能性のある者を具体的に把握すること

ウ　他所属の発生時継続業務について、所属内の縮小・中断業務に従事する者の応援が可能となるよう整理すること

エ　実施責任者は、毎年度当初に人員計画を作成し、当該計画を警務課に

送付すること。年度途中に人員計画を変更した場合も同様とする。

(2)　人員計画の運用

ア　準備期

実施責任者は、係単位で発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、職場で感染の疑いのある者が確認された場合を想定し、あらかじめ対処する作業班を決めておく。また、実施責任者は、各業務資料の整理及び共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が休務した場合でも、他の職員が速やかに業務を継続できるようにする。

イ　初動期

(ｱ)　体制の確立等

実施責任者は、対策本部が設置され、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整えるとともに、必要人員等を確認し、具体的な人員配分等を検討する。また、実施責任者は、必要人員及び具体的な人員配分を警務課に通知する。

(ｲ)　人員計画に定められた体制への移行

実施責任者は、対策本部が設置されたときは、対策本部の決定を経て速やかに人員計画に定められた体制に移行する。

実施責任者は、必要に応じて、各部庶務担当課の協力を得て、所属内における職員の応援・配置の調整を行う。この場合においては、強化・拡充業務が確実に実施できるよう、各所属における強化・拡充業務の業務量を優先的に考慮するとともに、各所属における一般継続業務の業務量も考慮するものとする。また、実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後に担当すべき業務を指示する。

ウ　対応期

実施責任者は、初動期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、体制、任務等の見直しを適宜行い、その結果を対策本部を経由して警務課に通知する。

エ　留意事項

実施責任者は、人員計画の運用時において、次の点に留意する。

(ｱ)　人員計画に定められた体制への移行後は、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、従事責任者と共に、長時間労働による過

労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮すること

(ｲ)　職員が公務中又は公共交通機関を利用して通勤している間に新型インフルエンザ等に感染し、健康被害が生じた場合、公務災害又は通勤災害が認められる可能性があることから、個別事案ごとに認定のために必要な調査を行い、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）等に基づき、適切に公務災害及び通勤災害の認定を行うこと

(ｳ)　新型インフルエンザ等の発生時において、職員に対し、特定接種を行うこととした場合であって、副反応による健康被害が生じたときは、予防接種健康被害救済制度の対象となる可能性があることから、職員に同制度に係る申請要領等を教示すること。また、個別事案ごとに必要な調査を行い、補償法等に基づき、適切に公務災害の認定を行うこと

(ｴ)　新型インフルエンザ等の発生中に他の災害等が発生した場合の人員体制等についても考慮すること

(3)　感染リスクを軽減する勤務体制

ア　出勤方法

実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、公共交通機関における感染リスクが高まることから、その発生状況等を勘案し、以下の方法により出勤させるなど、通勤途上における感染リスクを減らすための措置を検討する。

(ｱ)　公共交通機関の利用を避けた通勤

実施責任者は、通勤時の感染リスクを軽減するため、職員に対し、電車・バス等の公共交通機関の利用を避けた通勤方法を要請する。

(ｲ)　時差出勤

実施責任者は、時差出勤が必要と認められる場合については、早出遅出勤務等の活用による時差出勤をさせる。

イ　勤務形態

実施責任者は、職場で発症者が確認された際に濃厚接触者の数を減少させるため、必要に応じ、係内において班を編制し、時差出勤を活用して班ごとに勤務時間を指定する班交替制勤務の導入や、テレワークの活用等を検討する（次表「班交替制勤務の例」参照）。また、実施責任者は、職員が担当する業務に係る感染リスク等を踏まえ、職務命令により職員にテレワークを実施させることを検討する。

班交替制勤務の例

	Ａ班	Ｂ班
初動（１週目）	６：30　～　15：30	15：30　～　24：00
２週目	15：30　～　24：00	６：30　～　15：00
３週目	６：30　～　15：00	15：30　～　24：00
・・・	・・・	・・・

ウ　勤務場所

実施責任者は、新型インフルエンザ等が発生し、特措法第32条に定める緊急事態宣言がされ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、同法第45条第１項に基づき、県知事から住民に対し、期間及び区域を定めて、必要な場合を除きみだりに外出しないこと等の協力要請があった場合において、状況に応じ、勤務場所を職員の自宅近くの官署に変更することを検討する。

エ　勤務環境

実施副責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員に不織布製のマスク（以下単に「マスク」という。）を着用させるなど、感染拡大防止措置を講じる。また、不特定多数の者が集まる場を設定する業務（各種会議、説明会等）については、オンライン会議や電子メールの活用等の代替手段を検討し、それが困難な場合は、中止又は延期を検討する。

オ　対策本部要員の勤務

対策本部要員は、原則として、各執務室において強化・拡充業務を行う。ただし、対策本部長は、庁内における新型インフルエンザ等の発生状況等を考慮して必要と認められる場合には、対策本部要員のうち必要な要員を招集し、強化・拡充業務を行わせる。

３　職員等の感染状況の把握

従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、職員等における新型インフルエンザ等の感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

(1)　新型インフルエンザ等の発生が確認された後、職員等は、毎朝、自宅等で検温し、発熱の有無を確認するとともに、発熱、咳、全身の倦怠感等

（以下「発熱等」という。）のインフルエンザ様症状がある場合は、県が設置する相談窓口（以下単に「相談窓口」という。）等に相談する。

(2)　職員等が、相談窓口等において、発熱外来、指定医療機関等での受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、直属の上司に連絡するなどの適切な方法により速やかに従事責任者に報告する。

(3)　従事責任者は、職員から上記報告を受けたときは、速やかに厚生課に報告する。

なお、職員の同居家族等が感染した場合においては、その看病等の対応により、当該職員の休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する

第５　業務継続のための執務環境の整備

１　物資等の確保

(1)　備蓄食料の管理

会計課及び警備第二課は、新型インフルエンザ等の発生時に食料が入手困難となる場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。

(2)　消耗品等の確保等

関係所属は、会計課と相互に調整を図り、業務継続に必要な消耗品等をリストアップし、計画的な確保に努める。また、それら消耗品等を提供する事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請するとともに、当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行う。さらに、備蓄品の管理や消耗品の調達等については、別表３を活用するなどして整理するとともに、予算の確保等を含め、計画的に行う。

２　情報通信の確保等

(1)　情報通信の確保

通信指令課は、各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、情報通信部、関係機関等との連絡調整等を行う担当職員の代替職員を複数人指名する。また、関係事業者等との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化するなどし、代替職員以外の職員にも広く周知しておくなど、担当職員の不在の場合においても迅速な対応ができる体制の確保を図る。

(2)　情報システムの維持

情報管理課は、各種情報管理システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進する。また、各種情

報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対処ができる体制の確保を図る。

なお、テレワーク利用者が増加すれば、サーバーへのアクセス数が増加することになるため、システム障害等を発生させないための方策（各サーバーへの負荷の分散、バックアップ体制等）を検討するとともに、通信速度や情報セキュリティに問題がないこと等について確認する。

3　関係機関等との連携

新型インフルエンザ等発生時の対応を迅速かつ円滑に行うことができるよう、実施責任者は、所管する発生時継続業務に関係する機関、団体等との連携・情報共有を図る。

4　対処体制の確保

厚生課は、相談窓口等の設置状況を確認し、職員等へ周知するとともに、職場に発熱等のインフルエンザ様症状がある者が確認された場合に備え、感染対策のための具体的な措置内容、勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員への対応要領等、必要な対応を執る要領等について定める。

第６　感染防止の徹底

1　個人及び家庭での感染予防

(1)　基本的な感染防止対策

職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

ア　発熱等のインフルエンザ様症状があれば出勤を控える。

イ　換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染防止対策等を徹底する。

ウ　外出に当たっては、感染流行地域への移動を避ける、公共交通機関の混雑時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物等換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスクを着用するよう努める。

エ　マスクについてはいつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

(2)　感染予防の周知徹底

厚生課は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配付するなど、職員等に対する周知を徹底する。

(3)　マスク等の配布

厚生課は、職員等の新型インフルエンザ等感染予防のため、警察共済組合、互助会等と連携して必要なマスク等を配布するよう努める。

2　職場における感染拡大防止策

従事責任者は、職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置を執る。

(1)　各職員に毎朝、自宅等で検温させ、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、いかなる理由があっても出勤せず、相談窓口等に相談するよう指示する。

(2)　職場における手洗い及びうがいを励行し、マスク着用等の咳エチケットを徹底する。

(3)　消毒に必要な消毒剤等を配備しておく。

(4)　机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。

(5)　食事時間に時差を設ける。

(6)　対面による会議を極力避け、オンライン会議等を実施する。

(7)　エアロゾル感染への対策として、建物の構造、室内温度、外気温等に応じ、可能な範囲で換気を行う。

(8)　通常の清掃に加え、特に机、椅子、ドアノブ、照明のスイッチ、階段の手すり、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等の人がよく触れる可能性のある箇所の消毒を実施する。

3　発症者等への対応

(1)　発症者が確認された場合の措置

職場内に発症者が確認された場合の措置（実施責任者及び同副責任者の対応を除く。）は、別に定める。

(2)　職員の発症等に関する休暇の取扱い

ア　発熱等のインフルエンザ様症状がある場合

病気休暇等を取得する。

イ　濃厚接触者として、検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けた場合

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成６年12月21日高知県条例第47号）第15条及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成６年12月21日高知県人事委員会規則第49号）第12条に基づく特別休暇（会計年度任用職員にあっては、会計年度任用職員運用要領の制定について（通達甲）（令和２年３月27日警務発第188号）第３

の４に基づく特別休暇）等を取得する。

ウ　保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤が不可能である場合　年次休暇等の取得可能な休暇を取得する。

エ　休暇取得の指導

従事責任者は、ア又はイに該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう、指導する。

４　来庁者への対応

(1)　入庁管理

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、庁舎入口において非接触式検知器を活用するなどにより、発熱等の症状がある者の入庁を制限する。また、来庁者に対し、庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を要請する。

(2)　庁舎利用の制限及び面談場所等の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎施設の利用制限を行い、会議室を来庁者との面談場所に指定するなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

(3)　事業者への要請

庁舎管理、物品調達等を担当する県本部所属及び署の課は、庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。また、別表３を活用するなどしてサービスの調達方法等について整理するとともに、事業者が休業した場合等を想定した対応策についても検討する。

第７　業務継続計画に関する留意事項

１　初期段階

新型インフルエンザ等の発生の初期段階は、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等が不明である可能性が高いため、縮小・中断業務については、感染拡大の状況等に基づき必要に応じて縮小又は中断し、感染リスクを軽減していく。

２　状況に応じた対応

実施責任者は、新型インフルエンザ等の感染拡大等の状況に応じ、この計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、所属内又は関係所属と必要な調整を行う。また、実施責任者は、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統が変化することを踏まえ、人員計画の修正を行うなど、弾力的な業務運営を行う。

３　通常体制への復帰

原則として、県知事部局等の関係機関との協議を図るなど、事態の進展に応じて、対策本部は通常体制への段階的な移行を検討する。

発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染が拡大・まん延する可能性があることから、状況に応じ、感染防止策を継続する。

第８　業務継続計画の維持・管理等

１　公表・周知

この計画は公表する。また、県警察のホームページに掲載するなどにより、この計画について県民の理解を求めることとする。

２　教育・訓練

実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、休務率が高まった場合や班交替制勤務等の感染リスクを低減させるための勤務体制を執る場合等を想定し、役割分担を確認する等の訓練を実施することにより、改善点等の課題を分析する。

３　点検・改善

警務課は、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、行動計画が改正された場合、訓練等を通じてこの計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、この計画の改正を行う。

実施責任者は、職員の人事異動及び連絡先並びに物資及びサービスの調達先に係る情報の更新の状況、教育・訓練の実施状況等について、定期的に所属内の取組状況を確認し、必要に応じて人員計画の修正等を行う。